

【サマリー】 今回の改正、3つのポイント

結論：何が変わった？

給与所得控除の最低額が

55万円 → 65万円

に10万円アップ！

対象者の税負担が軽減されます。

影響を受けるのは？

主に、**年収190万円以下**の
給与所得者の方。

特にパートタイマーや
アルバイトの方が対象です。

実務上のポイント

令和7年12月の年末調整
から適用されます。

「基礎控除」の引き上げと
セットで理解が必要です。

用語注釈：

- ・給与所得控除：給与収入から差し引ける「みなし経費」。
- ・年末調整：1年間の給与総額から正しい税額を計算し精算する手続き。

出典：国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

【改正内容①】 給与所得控除とは？

💡 わかりやすく言うと…

給与所得控除とは、
サラリーマンにとっての
「みなし経費」です。

スーツ代や靴代など、
働くために必要な費用として
税金計算から差し引かれます。

最低保障額の引き上げ

区分	改正前 (～令和6年)		改正後 (令和7年～)
最低保障額	55万円	→	65万円
対象年収	162.5万円以下	→	190万円以下

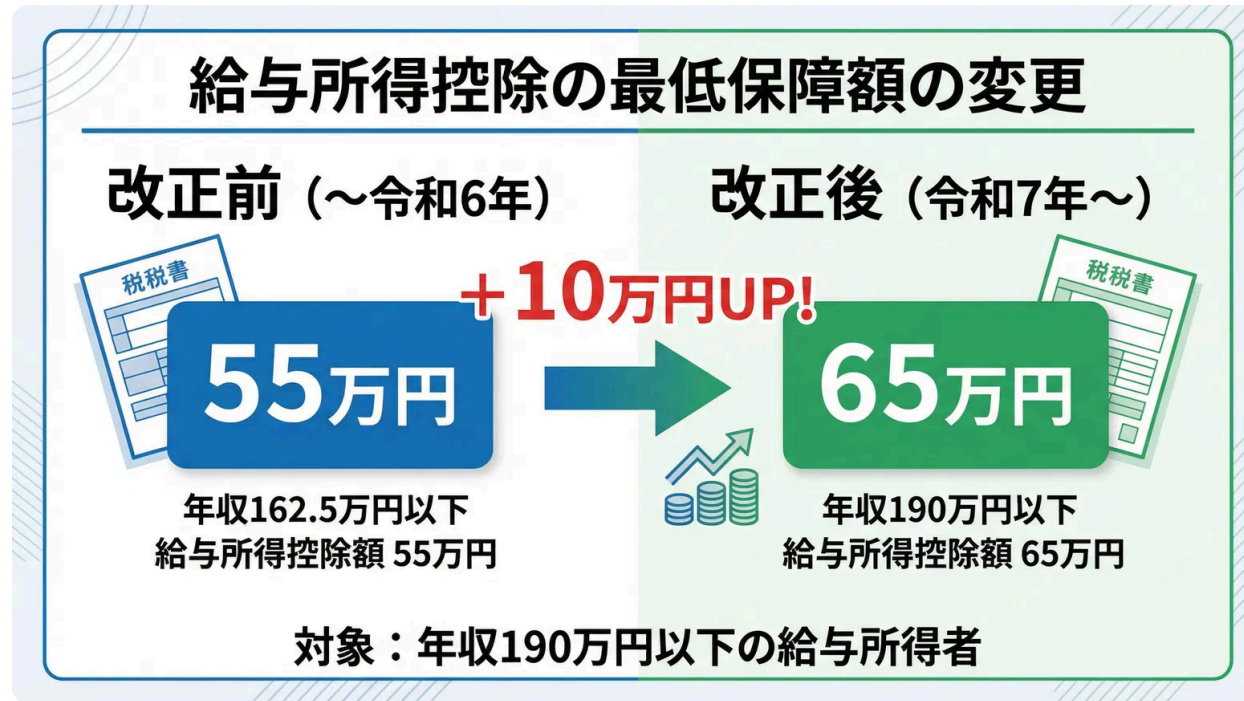
※ 年収190万円以下の方は、一律で65万円が控除されるようになります。

用語注釈：

- ・最低保障額：給与収入が少ない場合でも、最低限差し引くことができる控除額。
- ・給与所得者：会社員、公務員、パート、アルバイトなど、給与を受け取っている人。

出典：国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

【図解】 給与所得控除の最低保障額の変更



✓ 最低保障額が10万円アップし、手取り増につながります！

用語注釈：

- ・改正前：令和6年分までの所得税計算に適用。
- ・改正後：令和7年分以降の所得税計算に適用。

出典：国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

【改正内容②】「基礎控除」との違いと関係性

給与所得控除

対象者

給与をもらっている人だけ（サラリーマン・パート等）

意味合い

働くための「必要経費」代わり

基礎控除

対象者

基本的にすべての人（所得制限あり）

意味合い

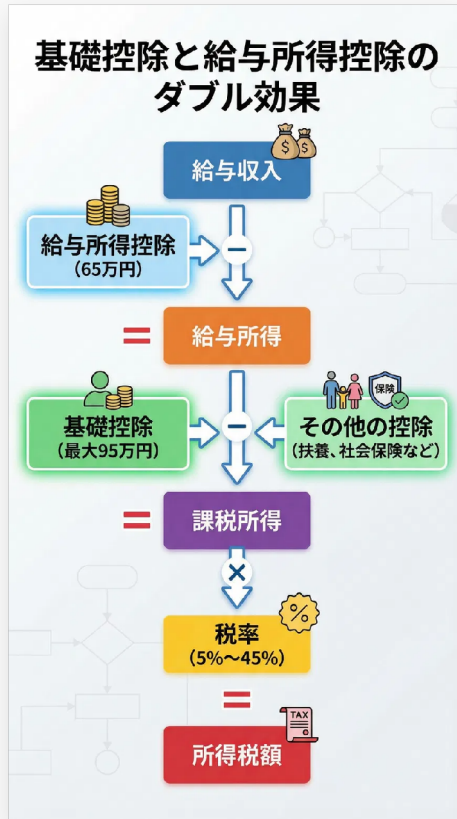
生きていくための「生活保障」

❗ 今回の税制改正では、この「2つの控除」が同時に引き上げられます！

用語注釈：・基礎控除：すべての納税者が無条件（所得制限あり）で差し引ける所得控除。・所得控除：税金を計算する前に、所得から差し引くことができる金額。

出典：国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

【図解】 基礎控除と給与所得控除のダブル効果



➡ 効果①：給与所得控除

給与から引ける経費が増加！
55万円 → 65万円 (+10万円)

➡ 効果②：基礎控除

誰でも引ける控除も大幅増加！
48万円 → 最大95万円 (+47万円)

🔑 結果：課税所得が減少

2つの控除が「ダブル」で効くため、税金の対象となる金額が大きく下がります。

用語注釈：

- ・課税所得：税率をかける元となる金額。これが少ないほど税金は安くなる。
- ・ダブル効果：2種類の控除が同時に引き上げられることによる相乗効果。

出典：国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

【実務対応】 年末調整での注意点とよくある誤解

社長がやるべき3つのチェック



適用開始時期

令和7年12月の年末調整から適用されます。
※11月までの毎月の給与計算は変更ありません。



システム対応

お使いの給与計算ソフトが**新税制に対応**しているか、アップデートが必要か確認してください。



従業員への周知

特に**パート・アルバイト**の方へ、扶養範囲の考え方が変わる可能性があることを伝えましょう。

よくある誤解・質問



従業員全員の税金が安くなるのですか？

A いいえ。今回の給与所得控除の改正で恩恵を受けるのは、主に**年収190万円以下**の方です。それ以上の方は現状維持となります。



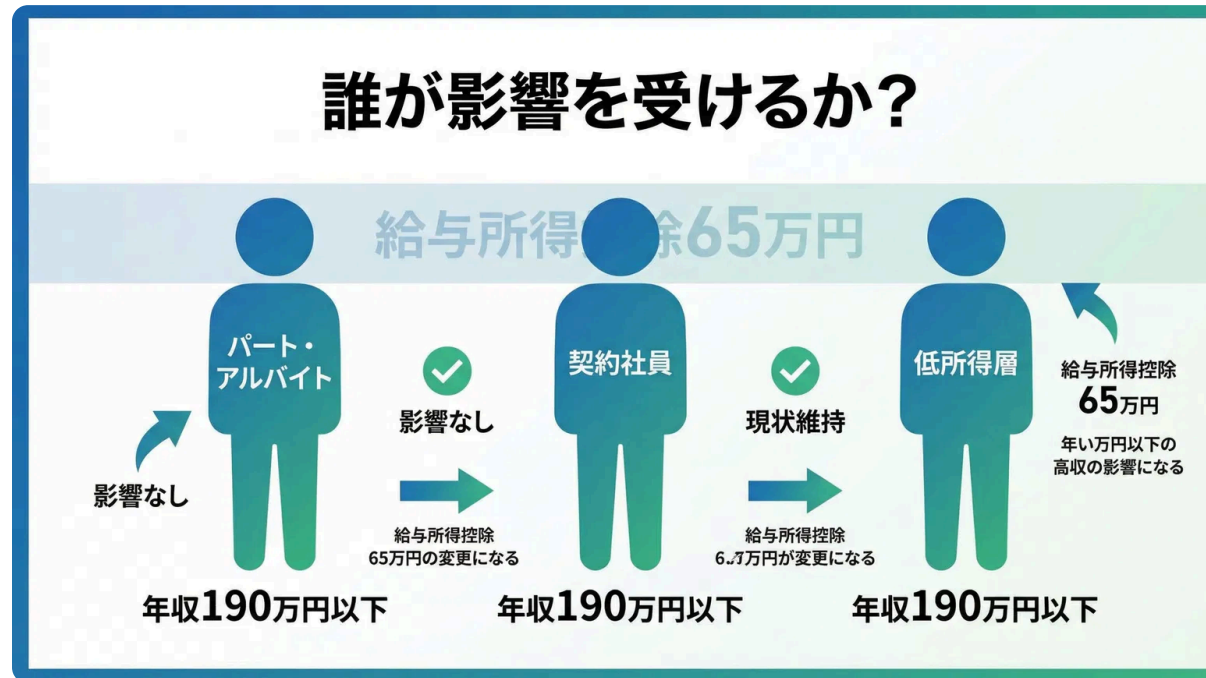
「103万円の壁」はなくなりますか？

A 壁はなりません。控除額アップにより、税金がかかり始めるラインが**約113万円**（給与所得控除65万＋基礎控除48万）にシフトします。

用語注釈：・年末調整：給与から天引きされた税金の過不足を精算する手続き。・103万円の壁：所得税がかかり始める年収のボーダーライン（改正前）。

出典：国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

【図解】 誰が影響を受けるか？



✓ 年収190万円以下の給与所得者がメリットを享受します

用語注釈：

- ・給与所得者：パート、アルバイト、契約社員など雇用形態を問わず給与を受け取る人。
- ・年収190万円以下：今回の改正で給与所得控除額が増額される収入範囲。

出典：国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について